

議 長 認定第7号「令和6年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町上水道事業会計決算報告を御説明いたします。342ページをお願いいたします。

令和6年度松田町上水道事業報告書から説明いたします。概況（1）総括事項ですが、本文を朗読させていただきます。

本町の上水道事業は給水人口8,692人の住民に対し、良質な水を安心して御利用いただくために水害対策事業や施設の維持管理を行いました。

本年度の水道事業収益につきましては、営業収益の主である給水収益は前年度比1.3%減ではあるものの営業収益全体では前年度比0.5%増となり、金額にして48万378円の増収となりました。

また、営業外収益につきましては、加入負担金が前年度比35.6%の大幅な減収となったことから、全体では14.9%減の440万8,966円の減収となりました。これにより水道事業収益全体では前年度比3.8%の減少で、1億2,657万1,758円の収入となりました。

水道事業費用は業務の合理化やコストの縮減に努めたものの電気料金の高騰や減価償却費の増加により前年度比8.7%増の1億2,256万219円の支出となりました。その結果、今年度の営業成績を示す当年度経常利益では前年度の経常利益1,038万7,552円から115.9%減のマイナス164万9,761円となりました。

資本的収入につきましては、宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事等の財源として、上水道事業債3,980万円を発行いたしました。

資本的支出は宮下水源水害対策事業の受変電及び自家発電設備改修工事等を実施し、前年度と比較すると支出総額は前年度比3.8%増の1億4,095万4,638円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億115万4,638円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額860万9,229円、建設改良積立金5,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,254万5,409円で補填しました。

また、過年度分損益勘定留保資金の残、1億5,430万8,393円と当年度分損益

勘定留保資金の合計 2 億2,052万6,948円は令和 7 年度以降の資本的支出の補填財源として留保いたします。

次に、343ページをお願いします。

このページの表は収益及び費用の総括表で、事業収入に関する事項並びに事業費に関する事項を区分ごとに金額と割合で表したものです。詳細につきましては、収益費用明細書で説明いたします。

346、347ページをお願いします。

収益費用明細書です。収入に当たる款、水道事業収益です。項、営業収益、目、給水収益、節、水道使用量につきましては水を売ったことによる収益で、備考欄のとおりの内訳でございます。

目、その他の営業収益、節、手数料につきましては、給水装置の中止、開始や給水工事の審査、検査などの手数料でございます。

節、他会計負担金につきましては、下水道事業会計からの下水道使用料徴収事務負担金と一般会計からの消火栓維持管理負担金197基分でございます。

項、営業外収益、目、雑収益、節、その他雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計より水道料金徴収事務費並びに施設の維持管理に伴う人件費相当分の繰入れと加入負担金30基分でございます。

目、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等として受け取った資金を当年度分の減価償却費に対応する収益として会計処理したもので、外部からの現金収入はないものでございます。

348、349ページをお願いします。

支出に当たる、款、水道事業費用です。

項、営業費用。

目、原水浄水配水及び給水費は水をつくるための費用や施設の維持管理にかかる費用でございます。主な支出といたしまして、節、委託料の備考欄をお願いします。

検針業務委託料は 3 名で平均4,428件の検針を行っております。

量水器交換委託料につきましては、計量法により 8 年と定められている使用

期限を迎える量水器335器について期限満了前に交換をしたものでございます。

節、修繕費は構築物等の修繕料で、漏水修理に要した費用でございます。

350、351ページをお願いします。

節、動力費はポンプ場5か所の動力にかかる電気料でございます。

目、総係費につきましては、職員1名の人件費と一般事務関係の費用が主なものでございます。

352、353ページをお願いします。

節、負担金について庁舎維持管理は一般会計から独立した公営企業会計として役場庁舎を利用している分の負担金、そして水道料金システム等はシステム組合で共同化している料金システムにおける上水道事業分の負担や公営企業会計システムの運用費用、納付書業務等アウトソーシングはシステム組合で共同化している納付書はがきの作成にかかる負担でございます。

目、減価償却費。

節、有形固定資産減価償却費は建物構築物、機械、装置などの減価償却費を、節、無形固定資産減価償却費は庁舎利用権及び水道システムの減価償却費で現金の支出はございません。

目、資産減耗費。

節、固定資産除却費につきましては、平成28年度購入分の量水器について取替法により取得額の50%までを減価償却したもので、現金の支出はございません。

項、営業外費用。

節、企業債利息につきましては、企業債利息23件分の償還金でございます。

354、355ページをお願いします。

資本的収支明細書でございます。

款、資本的収入。

項、以下企業債につきましては、宮下水源水害対策にかかる受変電及び自家発電設備改修工事にかかるものでございます。

356、357ページをお願いします。

款、資本的支出。

項、目ともに建設改良費の主なものとしましては、節、報酬は水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員へ支払ったものでございます。

節、給料は職員2名の人件費でございます。節、工事請負費は1段目から3段目までは酒匂川水系の洪水浸水想定に基づく宮下水源水害対策事業となります。1段目は受変電及び自家発電設備の更新工事で、令和5年度及び6年度の2か年の継続費で行ったもの。

さらに、二、三段目は受水槽取水ポンプ室の浸水対策のための防水工事等でございます。最下段の更新工事は神山配水池の無停電電源装置においてバッテリーが寿命を迎えることから装置の更新を行ったものでございます。

目、固定資産購入費。

節、材料費は計量法に基づき8年以内で順次交換をしている量水器495器分を購入したものでございます。

項、目ともに企業債償還金、節、元金償還金につきましては、企業債元金17件分の償還金でございます。

それでは、336ページにお戻りください。

上段の表は令和6年度議会で御承認いただきました令和5年度の剰余金処分計算書に基づき会計処理を実施した結果でございます。

下段の表を御覧ください。令和6年度松田町上水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

表の上段は資本金、未処分利益剰余金のそれぞれ当年度末残高を記載しております。

中段です。議会の議決による処分額といたしまして、当年度は未処分利益剰余金より減債積立金に20万円を積み立てさせていただき、また建設改良積立金には300万円を。さらに、組入資本金には当該年度の長期前受金戻入額と同額の1,420万2,487円を組み入れることにより施設の長期安定性を確保し、住民への継続的なサービス提供を図らせていただきたく御提案いたします。

なお、334ページにキャッシュフロー計算書、335ページに損益計算書、338、339ページに貸借対照表、358ページ以降に固定資産明細書、企業債明細書。建設工事の概要を添付しておりますので後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

質疑を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしとのお声です。質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号につきましては、企業会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第7号は企業会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することに決定いたしました。

ここでもう一度暫時休憩いたしますので、休憩中に委員の人数、氏名、正副委員長など必要な事項を決定しましたら、議長まで御報告をお願いいたします。

(私語あり)

会議室に移動をお願いします。(11時28分)

議 長 再開いたします。(11時31分)

休憩中に企業会計決算審査特別委員会の委員が決定したので読み上げます。委員は議長を除く議員11名です。委員長は南雲まさ子君、副委員長は田代実君に決定いたしました。審査をよろしくをお願いします。また、議長もオブザーバーとして参加させていただきますのでお願いします。